

広島県告示第百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
蒲原 幸孝	呉市音戸町波多見五丁目一六番一号	かんばら接骨院	呉市音戸町波多見五丁目一六番一号	柔道整復	平成二四年三月一日
亀澤 全俊	三原市宮浦三丁目三四番二七号プリベールオミヤ一階	なないろ整骨院	三原市宮浦三丁目三四番二七号プリベールオミヤ一階	柔道整復	平成二四年八月二九日
岡本 伸之	尾道市高須町五二四五番地	あすなろ鍼灸整骨院	尾道市高須町五二四五番地	柔道整復	平成二四年十一月一日
栗原 正博	府中市須町一七〇四番地一	栗原はり灸接骨院	府中市須町一七〇四番地一	柔道整復	平成二四年四月一日
伊達 元昭	庄原市新庄町三八八番地二平和ビル一〇三	だて接骨院	庄原市新庄町三八八番地二平和ビル一〇三	柔道整復	平成二四年四月一日
清水 剛	安芸高田市吉田町吉田四九五番地	しみず鍼灸接骨院	安芸高田市吉田町吉田四九五番地	柔道整復	平成二四年九月六日
石野 信矢	江田島市江田島町小用一丁目三二番五九号	石野鍼灸整骨院	江田島市江田島町小用一丁目三二番五九号	柔道整復	平成二四年七月一日
渡邊 勝宏	呉市和庄二丁目一番一六号	渡邊 勝宏	呉市和庄二丁目一番一六号	あんま・マツサージ	平成二四年四月三日
岡本 伸之	尾道市高須町五二四五番地	あすなろ鍼灸整骨院	尾道市高須町五二四五番地	あんま・マツサージ	平成二四年十一月一日
清水 剛	安芸高田市吉田町吉田四九五番地	しみず鍼灸接骨院	安芸高田市吉田町吉田四九五番地	あんま・マツサージ	平成二四年九月六日
岡本 伸之	尾道市高須町五二四五番地	あすなろ鍼灸整骨院	尾道市高須町五二四五番地	はり・きゅう	平成二四年十一月一日

結城 誠一	枝松 龍彦	石野 信矢	清水 剛	栗原 正博
安芸郡府中町 鹿籠二丁目一 四番一四号	安芸郡府中町 本町五丁目一 番二九号ハイ ネス秀二〇二 号	安芸郡府中町 島町小用一丁 目三二番五九 号	安芸高田市吉 田町吉田四九 五番地	府市中須町 一七〇四番地
府中南鍼灸 院	エダマツ整 骨院・エダ マツ鍼灸院	石野鍼灸 整骨院	しみず鍼灸 接骨院	栗原はり灸 接骨院
安芸郡府中町 鹿籠二丁目一 四番一四号	安芸郡府中町 本町五丁目一 番二九号ハイ ネス秀二〇二 号	安芸郡府中町 島町小用一丁 目三二番五九 号	安芸高田市吉 田町吉田四九 五番地	府市中須町 一七〇四番地
はり・きゅう	はり・きゅう	はり・きゅう	はり・きゅう	はり・きゅう
平成二四年 八月二八日	平成二四年 二月九日	平成二四年 七月一日	平成二四年 九月六日	平成二四年 四月一日